

山梨県立大学認定看護師教育課程入学試験委員会規程

(平成22年11月25日制定 大学第6014号)

(趣旨)

第1条 山梨県立大学認定看護師教育課程プログラム運営委員会規程第10条第2項の規定に基づき、入学試験委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 入学試験問題に関する事。
- (2) 入学者の募集に関する事。
- (3) 入学者の決定に関する事。
- (4) その他入学試験の実施に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 課程長
 - (2) 主任教員
 - (3) 専任教員
 - (4) 看護分野に係る学識経験者であつて、課程長が指名する者
 - (5) 看護実践者であつて、課程長が指名する者
- 2 課程長は、前項第4号及び第5号の委員を指名する場合、学外の委員を2名以上含めるものとする。
- 3 委員会に委員長を置く。
- 4 委員長は、課程長をもって充てる。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

(会議)

第5条 委員長は会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、3分の2以上の委員が出席しなければ議事を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議決は、出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会に関する庶務は、池田事務室において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年11月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年7月8日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前において現に看護実践開発研究センター認定看護師教育課程入学試験委員会の委員である者については、この規程に基づいて選任された認定看護師教育課程入学試験委員会の委員とみなし、その任期については、第4条の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。